

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十四号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

**第一条** 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）第三十五条及び第四十八条第三項の規定に基づく制限の付加については、この条例の定めるところによる。

(境界線の明示)

**第二条** 都市計画区域内における畜舎等の敷地と道路の境界線は、塀、帯状のコンクリートその他これらに類するもので明示しなければならない。ただし、当該境界線が側溝等で明らかである場合は、この限りでない。

(崖に近接する畜舎等)

**第三条** 高さが二メートルを超える崖（宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第一条第二項及び第四項に規定する崖をいう。以下同じ。）に近接する畜舎等は、崖の上のものにあつては崖の下端から、崖の下のものにあつては崖の上端からその崖の高さの二倍以上の水平距離を保たなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する畜舎等には、適用しない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定による工事の完了公告のあつた土地における畜舎等又は宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十三条の規定により、宅地造成工事が同法第九条第一項の規定に適合していると認められた土地における畜舎等

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条第五項又は法第七条の二第五項の検査済証の交付を受けた擁壁が設置された崖に近接する畜舎等

三 前二号に定めるもののほか、擁壁の設置、崖の土質の状況等により畜舎等の安全上支障がない土地における畜舎等

(屋根)

**第四条** 防火地域、準防火地域及び法第二十二条の規定に基づいて指定する区域以外の

区域においては、法第六条第一項第二号に掲げる畜舎等の屋根の構造は、法第二十二條第一項に規定する構造としなければならない。ただし、畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを有する畜舎等については、この限りでない。

（敷地の路地状部分の幅員）

**第五條** 都市計画区域内にある床面積（同一敷地内に二以上の畜舎等があるときは、その床面積の合計）が千平方メートルを超える畜舎等の敷地が路地状部分によって道路に接する場合におけるその路地状部分（二以上の路地状部分で接する場合は、少なくとも一の路地状部分。以下同じ。）の幅員は、四メートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めた畜舎等については、適用しない。

3 第一項の路地状部分は、有効に保持しなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。